



事業計画 並びに 事業報告通信

回覧

10月号

日に日に空気が澄んで気持ち良い風が吹く季節になりました。会員の皆様はいかがお過ごしでしょうか。いつも町内会活動にご理解と協力をいただきありがとうございます。

今年2回目の北ノ沢山手線歩道の草刈りはお天気にも恵まれ、21人の方のご協力をいただいて無事に終わることが出来ました。当日は参加出来ないけれどと言って、事前に草刈りをしてくださった方もいらっしゃいました。時間ができたからと参加してくださった方もいらっしゃいました。草刈りが済んできれいになった道路を車で行き交う度に清々しい気持ちになります。本当にご協力ありがとうございました。9月の回覧文にも書きましたが、来年度は改選期でもあり、役員候補選考は緊急課題です。住みよい環境を維持し、コミュニケーションをとっていくためにも町内会は必要です。これから人口が減って行く中での会の運営です。拡大役員会で役員選考方法を含め検討していきたいと考えております。これから検討が進めば色々ご協力をいただくことが多くなると思います。今後ともご理解ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

これから急に寒くなってきます。今年は暑い日が続いていたので尚更寒さが身に感じられますね、いつもの年以上に体調管理には気を使って、過ごされますようにご自愛ください。

北ノ沢第三町内会長
鎌田 光子

※ 申込みが必要な項目・会員様の記入が必要な項目に「☆」印がついています。

10月のお知らせ

1 今月の重要なお知らせ 必ず添付文書をご覧ください。

☆(1) ※第2弾 スマホ教室 (11月23日、25日、どちらかへの希望を) について (総務部)

最近、町内会では、回覧では間に合わない、緊急の連絡等が必要になってきています。

スマホ教室では、その課題解決にむけた、情報伝達手段について学びます。

参加申込受付開始 できるだけ多くの方に！ 詳細は、添付文書をご覧ください。

(2) ※ 防犯カメラについて (各班の検討依頼) ※ (防犯防火部)

必ず、添付文書をご覧ください。

(3) ※ 役員不足への対応について (ご理解とお願い) ※ (総務部)

町内会では、地域生活の健康・安全・交流をはかる事業をおこなっています。

それらを守る役員不足は重要な問題です。課題可決に向けた動きをしたく、

必ず、添付文書をご覧ください。

☆ (4) 新生児お祝い金事業について (福祉部)

令和5年年7月1日～9月30日迄に誕生しました新生児調査のお願い

対象者は、調査用紙に記載を！

☆ (5) 第12回もいわ輪投げ大会開催のご案内と申込みについて (体育部)

① 日 時 11月5日(日) 9:30～(受付9:00～)

② 会 場 もいわ地区センター 多目的ホール

③ 参加申込み方法

※ 締め切りが10月28日(土)のため、希望者(チーム)が直接連合会事務局へ

添付の申込用紙をコピーし申し込んでください。!

参加チームが定数を超えたときは10月29日(日)抽選会となります!

わが町内会・自治会名は「北ノ沢第三町内会」です。

(6) がん検診のお知らせ (女性部)

① 日 時 10月21日(土) 9:00～10:30

② 会 場 北ノ沢第三町内会館

※③ その他 申し込みされた方は忘れずにお越し下さい。

大腸がん検診を受診される方は、キットを班長からお渡しします。

2 青少年育成部からのお知らせ

(1) 10月9日(月祝)と15日(日)には、藻岩地区レクレーション「リトルマーメイド観劇」(藻岩地区子ども会事業)(申込み終了)が予定されています。

3 体育部からのお知らせ

(1) はつらつ健康増進・介護予防体操会のお知らせ

① 日 時: 10月18日(水) 14:00～15:30

② 会 場: 北ノ沢第三町内会館
持ち物: タオル、水、ボール等

4 衛生部からのお知らせ

(1) 10月の資源回収は、下記の通りです。

① 期 日：10月21日（土）第三土曜日、町内全域です

※雨天でも回収します。玄関の軒下等、判るところに置いて下さい。

※回収忘れの資源ごみがありましたら、衛生部までお知らせ下さい。

※資源回収の時間帯 午前中

朝のうちに玄関前等に回収することが判るように出しておいてください。

※アルミ缶はできるだけ、町内会資源回収へ

資源回収でお困りの方は、衛生部 阿部 090-8427-8211 又は 桂 080-5213-5638 まで

5 防犯・防火部からのお知らせ

(1) 秋の火災予防運動（10月15日～31日（全市一斉））について

各地域で街頭キャンペーンが行われます。火災を起こさぬよう

火災には、早めの消火をお願いします。

高齢者の自動消火装置助成制度のチラシが添付されています。

助成の条件・販売店等添付チラシをご確認ください

6 環境整備部からのお知らせ

・ただいま、街灯のLED化について動いています。

本年度4基ほどLED化をしていきたいと電柱の調査をしています。

6 町内会からのお願い

① ゴミステーションの分別・指定日以外のゴミステーションへのごみの投棄について

◎ ゴミの分別表を参考にしないで、いまだに分別が正しくできていないゴミが

ステーションへ投棄されています！ 分別は正しくを お願いします。

◎ ゴミ回収の指定日以外のゴミが投棄されるケースがあります。

指定日を守ってください。

ゴミ回収日の朝に指定されたゴミをステーションへ入れるよう、お願いします。

② 盗難に注意!

前日(9.18)日中、工事用資機材の倉庫として使用している自宅車庫のシャッターを、マスターキーのようなもので開けられて、タイヤ他の物品が盗難に遭い、警察に届け出たとの報告を受けました。

町内に倉庫などを所有する業者さんには、「(賛助)会員」になって頂き、こうした情報を共有することが望ましいと思います。

③ コロナ感染・インフルエンザに注意!

まだまだ、コロナウイルスが市中にいます。インフルエンザも流行しています。

◎急に冷え込み、体力が落ちる頃です、コロナ感染かインフルエンザも流行しています。自己判断せず、必ず通院し、専門家の指示に従いましょう。規則正しい生活、栄養バランスの取れた食事など、対策をしっかりたてましょう。マスク、帰宅後の手洗い、体温の調整等怠りなく。

④ 「散歩させている犬のふん」を他人の家付近に置いたままにしないでください。

持ち帰ってください! 注意喚起のポスターが必要な方は、総務まで。

9月の報告

1 総務部からの報告

(1) 拡大役員会(9月6日(水))を19時から行いました。

23班/37班の班長様の出席がありました。

2 福祉部からの報告

(1) 高齢者お祝い金事業について

白寿(0名)・米寿(13名)・喜寿(22名) 9月1日~7日贈呈済

喜寿(1名)不在通知ポストに投函 連絡待ち

米寿(1名)追加⇒9月20日贈呈済

3 青少年育成部からの報告

(1) 9月3日(日)「星空観望会」を行いました。50名ほどの応募がありました。

ご協力感謝いたします。ホームページに掲載されています

(2) 10月1日(日)には、子ども会員対象の「ハロウィンクッキング」を行いました。

子ども会会員には個別にお便りをお渡ししています。新たに子ども会に入会をしたい方は、山本(090-5488-7869)までご連絡ください。

4 体育部からの報告

(1) 連合町内会パークゴルフ（9月18日）に8名参加しました

結果は、以下の通りです

男性 渡邊鐵也様39位 久保田由紀夫様41位 齋藤昇様46位 西村和雄様52位
前林和幸様57位
女性 齋藤清子様21位 渡邊元子様22位 渡辺陽子様28位
北ノ沢第三Aチーム14位 北ノ沢第三Bチーム16位
ホールインワン賞 齋藤昇様 C-8

(2) はつらつ健康増進・介護予防体操会について

8月23日（水）14：00～15：30 に12名が参加しました。

5 女性部からの報告

(1) 住民健康診査がありました

- ① 日 時：10月2日（月）13：30～15：00
- ② 会 場：北ノ沢第三町内会館

6 衛生部からの報告

(1) 秋の町内清掃について

◎ 9月23日・9月24日は秋の町内清掃が行われました。

(2) 9月の資源ゴミ回収の結果は 12,380 円でした。

7 防犯防火部からの報告

(1) 防災講習会を実施致しました。

9月12日（火）9：30～11：30 「避難所運営について」 参加者20名

内容はホームページに記載されています。ご覧下さい。

(2) 「災害に備えた地域での支え合い研修会」の開催について

執行役員3名で参加します。（鎌田会長、森居防犯防火部長、桂総務部長）

- ① 日 時 10月2日（月）13：00～15：30
- ② 会 場 カナモトホール 大ホール

(3) 「防犯・防火旗」の交換（9月29日）をしました

(4) 「交通安全街頭啓発運動」に参加しました

9月27日（水）会長、宮本副会長、山本青少年育成部長、森居防犯防火部長が参加しました

8 環境整備部からの報告

- (1) 街路灯の不点灯へ以下の電柱の対応をしました

北ノ沢6丁目4-20 電柱番号2698 観光幹24左10

北ノ沢6丁目4-24 電柱番号10353 観光幹24左9 対応

北ノ沢1819-721 電柱番号南区5196

- (2) 9月24日(日)「北ノ沢山手線の草刈り」に21名のボランティアが参加しました。

今年は、当日は無理だけれど、と、事前に歩道の草刈りをしてくださった方々おられました。当日は晴天に恵まれ、7:45~10:05で作業が終了しました。

皆様のご厚意に誠に感謝申し上げます。来年も宜しく申し上げます。

ホームページに掲載しています。

9 会館管理部からの報告

- (1) 9月14日会館周辺の草刈りが行われました
(2) 会館大広間と廊下へ繋がる扉の修繕をしました

10 その他諸連絡

- 会館を趣味等の活動の場、語らいの場に活用しませんか。

空いている時間、使用料金等確認し、有効に活用してください。

ただし、使用後の整理整頓・清掃・附属物品の取り扱い・管理等に協力ください。(田中:011-571-1782)

希望する場合は、会館管理部(田中)にご相談ください。

- 次回拡大役員会は、11月1日(水)19:00~です

- ① 来月は、今月に続き、班長様へ、今後の町内会運営に関わる重要なお話し合いを行います。できるだけ多くの班長様の出席をお願いいたします。

- ② 欠席される班長様は、事前に総務まで連絡ください。

- ③ 車で来られる方は、お借りした駐車場に止めるための、「駐車許可証」をお渡しします。申し出てください。

2023年10月4日

会員の皆様

北ノ沢第三町内会
会長 鎌田 光子

わかりやすいスマホ教室

～ デジタルを楽しく学ぼう～

第2弾

秋冷の候 皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より町内会活動にご支援ご協力頂き、感謝申し上げます。

町内会では、町内会の活動をもっと知って頂きたいと思い、今年7月より電子回覧板と、ホームページをスタートいたしました。

また、より迅速に様々な情報を伝えるために、7月には町内会の班長・副班長を対象に、2回にわたり、スマホ教室を行う事ができました。

今月も、「クマ出没情報」など緊急性の高い情報が連合町内会から入り、先日の講習会で繋がった班長様に、Lineを通し、即お伝えすることが出来ました。

今後全ての班長様とこのような形で情報を素早く流せるようになれば、と思います。

Lineの細かい使用方法等、もう既にご理解頂いている方もおられるとは思いますがさらに、皆様にLineの使い方を知って頂いて、広く活用して頂けるように、日頃の疑問等何でもお答えするような講習会にしたいと思っております。

この度は、同じ内容で2日間行います。大変お忙しい時期と思いますが、どちらか都合の良い日をお選びいただき、ぜひご参加下さいますようお願い申し上げます。

記

1 講習内容 : (1) 11月23日(木・祝) 10:30～15:00
スマホ・Line等を用いてコミュニケーションをとる
グループラインの設定など

(2) 11月25日(日) 10:30～15:00
スマホ・Line等を用いてコミュニケーションをとる
グループラインの設定など

2 講習会場 : 北ノ沢第三町内会館(北ノ沢1819番地2246)

3 持参するもの: 各自のスマホ、充電用のコード

4 その他

- ・両日とも昼食を挟む長い講習となっていますので、昼食をご用意ください。お弁当の注文も事前に承ります、必要な方は申込書にご記入ください。
- ・昼食時には、皆さんと町内の様々なことについて、コミュニケーションできたら良いと思っています。

※ ・判らないことがありましたら、総務部まで連絡ください。

班名

班長名

1	氏名	○で囲む 班長 ・ 副班長 ・ 会員
	☎	○で囲む (希望日・昼食) 23日・23昼食 / 25日・25昼食 (木・祝) (土)
	知りたいこと、お困りごとなど何でもお書きください	
2	氏名	○で囲む 班長 ・ 副班長 ・ 会員
	☎	○で囲む (希望日・昼食) 23日・23昼食 / 25日・25昼食 (木・祝) (土)
	知りたいこと、お困りごとなど何でもお書きください	
3	氏名	○で囲む 班長 ・ 副班長 ・ 会員
	☎	○で囲む (希望日・昼食) 23日・23昼食 / 25日・25昼食 (木・祝) (土)
	知りたいこと、お困りごとなど何でもお書きください	

※ 班長様は、11月の拡大役員会で提出くださいますよう、お願いいたします。

※ 万が一、申込用紙不足場合、裏面に同一情報お書きくださいますようお願いいたします。

10月	役員会:議案原稿(行事計画・周知・お願い等)
<p>◇ 新生児誕生祝い金事業 令和5年年7月1日～9月30日迄に誕生しました新生児調査のお願い</p>	
前月の報告	実施報告・連絡・関連事項等・その他
<p>◇ 高齢者祝い金事業 白寿(0名)・米寿(13名)・喜寿(22名) 9月1日～7日贈呈済 喜寿(1名)不在通知ポストに投函 連絡待ち 青少年育成部(子供会)作成の高齢者祝いメッセージが大好評でした 米寿(1名)追加⇒9月20日贈呈済</p>	

新生児誕生お祝い金贈呈対象者調査票

令和5年10月4日

北ノ沢第三町内会会員 各位

北ノ沢第三町内会 会長 鎌田光子
 福祉部長 宮本昭一
 (FAX:573-3810)

町内会より新生児の皆様には心ばかりのお祝い金を贈呈させていただきますので該当される方は下表に必要事項をご記入ください。
 対象者は令和5年7月1日～9月30日までに生まれたお子様。(お祝い金 10,000円)

班 班長名

ふりがな 名前	性別	生年月日	住所	電話番号	世帯主名
	男女	令和5年 月 日	南区		
	男女	令和5年 月 日	南区		
	男女	令和5年 月 日	南区		
	男女	令和5年 月 日	南区		
	男女	令和5年 月 日	南区		
	男女	令和5年 月 日	南区		
	男女	令和5年 月 日	南区		

班長さんにお願ひ 対象者がおられなくても確認のため、班名と班長名を書いて
 11月1日の拡大役員会に忘れずに提出して下さい。
 頂いた個人情報はお祝い金贈呈のみに使用させていただきます。

R5-009
令和5年9月1日

町内会長・自治会長 各位

藻岩地区町内会連合会
会長 村上 剛

第12回もいわ輪投げ大会開催のご案内

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、標記大会を下記要領にて開催致しますのでご案内申し上げます。各会長の皆様には、多くの会員のご参加にご協力下さいますようお願い致します。

なお、「第12回もいわ輪投げ大会のご案内」のチラシについては、回覧版等で周知をしていただき、またお手数ではございますが参加希望者の集約の程をよろしくお願い申し上げます。チラシの備考欄は、自由に利用してください。

敬具

記

- 1 日 時：令和5年11月5日（日） 開会式 午前9時30分
午前9時から受付
- 2 場 所：もいわ地区センター 多目的ホール
- 3 申込方法：
 - ・参加申込用紙に記入し連合会事務局宛てにFAX願います
 - ・連合会事務局：TEL・FAX 572-9460
 - ・締め切り：令和5年10月28日（土）厳守
 - ・参加チームが定数を越えた場合の抽選日：令和5年10月29日（日）
 - ・問合せ先：連合会事務局または体育部 難波 TEL 090-2052-1357
- 4 その他：下記の書類を同封しています
 - ・参加申込用紙
 - ・大会実施要領
 - ・大会回覧用案内チラシ

以上

連合会 hp



連合会 mail



第12回もいわ輪投げ大会 参加申込用紙

主催 藻岩地区町内会連合会

町内会・自治会名 _____

○3名で1チームとします。3チームまで申し込みできます。

○チーム名は自由に付けてください。(同名でA・B・C等と分けても可)

チーム名	
1代表者名	電話
2氏 名	
3氏 名	

チーム名	
1代表者名	電話
2氏 名	
3氏 名	

チーム名	
1代表者名	電話
2氏 名	
3氏 名	

○申し込みは、連合会事務局宛てにFAX願います。

TEL・FAX 572-9460

○申し込み締め切り：10月28日(土) 厳守

○記入された個人情報は、本大会の目的以外、第三者への提供・開示はいたしません。

○問い合わせ先：連合会事務局または体育部難波 090-2052-1357

第12回もいわ輪投げ大会実施要領

1 参加要領

- (1) 3名で1チームとし、1町内会3チームまで参加できます。
- (2) チーム編成は、大人、子供、男性、女性問わず自由に組んでください。チーム名は自由につけてください。(同名でA・B・C等と分けても可)

2 競技方法

- (1) 参加チームを4ブロックに分け、予選リーグ(総当たり)を行い、各ブロックの上位2チーム、計8チームで決勝のトーナメント戦を行い優勝チームを決定します。
※リーグ戦の組み合わせは連合会に一任願います。
- (2) 予選、決勝トーナメント戦ともに1人が5本投げ、3名の合計投入本数で勝ち負けを決めます。輪投げの距離は小学3年生以下1m、小学4年生から小学6年生は1.5m、中学生以上は2mとします。
※決勝トーナメント戦は、リーグ戦の上位2チームが入るゾーンは予め決められていますので、一つの町内会から複数のチームが出場している場合は初戦から同じ町内会のチームが対戦する場合があります。

3 勝敗の判定基準(優先順位)

- (1) 予選リーグ戦
 - ① 勝ち数の多いチーム
 - ② 勝ち数が同数の場合は、投入総本数の多いチーム
 - ③ 勝ち数、投入総本数が同数の場合は、ポイントが多いチーム
(勝ち2点、引分け1点)
 - ④ 勝数、総本数、ポイントが同数の場合は、代表戦を行う。代表者が5本投げ、勝ち負けが決するまでこれを繰り返します。
- (2) 決勝トーナメント戦
投入総本数が同数の場合は、代表戦を行う。代表者が5本投げ、勝ち負けが決するまでこれを繰り返します。

4 参加チーム数の上限

- (1) 最大28チームとします。
- (2) 参加チームが上限を上回った場合は、複数の申し込みがあった町内会から抽選を行い、出場チームを決定します。
- (3) 抽選日は、10月29日(日)を予定し、抽選もれのチームには代表者に連絡します。

5 表彰

- ・優勝 ・準優勝 ・第三位(2チーム) ・敢闘賞(決勝進出4チーム) ・他、参加賞

自動消火装置 設置費助成中

火災の熱を
感知して自動で消火



最大28,700円助成!!

対象者 札幌市内在住の65歳以上のみで構成されている世帯

発行元: 札幌市消防局予防部予防課

中央区南4条西10丁目
☎ 011-215-2040

SAPPORO



02-N06-22-1944
R4-2-1253

手続きは簡単!

詳細はこちら



自動消火装置とは…

火災の熱を感知して自動で消火薬剤等を噴射する簡易な装置



こんろの上など

レンジフード設置型



こんろ・ストーブの近くなど

壁面設置型



ストーブの上など

天井設置型

※その他、火を取り扱う仏壇や給湯器付近などにも設置できます。

こんな方にオススメ

- ◆ 家に消火器はあるが、すぐに消火できるか自信がない
- ◆ 高齢の親の家で火事が起きたらすぐ逃げられないのでは…



助成条件など

対象者 市内居住の65歳以上の高齢者のみで構成される世帯

助成限度数 1世帯につき2台まで

助成額 1台あたり購入・設置に要した費用の

最大28,700円を助成

※原則9割助成。購入設置費の9割が28,700円を超えた場合、助成額を28,700円とする。



例 購入・設置費が30,000円の場合



※助成額は9割のため、27,000円が助成額となり、自己負担は3,000円となる。

例 購入・設置費が40,000円の場合



※助成額(9割)が、28,700円を超える場合は、超過分を申請者が全額自己負担(11,300円)する。

必要書類

- ◆ 申請書(登録販売店で用意できる場合があります)
- ◆ (借家の場合)貸主の承諾書
- ◆ 見積書(登録販売店が作成)
- ◆ 世帯状況等申告書兼報告書

設置したいがまずはなにから始めればいい?

自動消火装置の「登録販売店」に電話して、設置の相談、見積もりを取得します。

登録販売店の探し方

1 インターネット環境のある方

札幌市 自動消火装置 助成

検索



↑二次元コードはこちら

2 インターネット環境のない方

市内各消防署、出張所、消防局の予防部予防課において「登録販売店一覧」を配布しています。なお、出張所は出動対応で職員が不在の場合があります。

まずは登録販売店に連絡!



※助成台数の予算には限りがあります。年度の予算上限に達した場合は終了いたします。

登録販売店一覧(※登録順)

令和5年9月19日現在 No.1

事業所名	所在地	電話番号	自動消火装置の種類(取扱一覧)					
			レンジフード 設置型	壁面設置型			天井設置型	
			トマホーク ジェット アルファ	キッチンレオ (FHL4)	キッチンレオ (FHL10K)	ホームレオ	スプリンクラー エース	スペース シュッパ
セコム株式会社 新さっぽろ統轄支社	厚別区厚別中央1条6丁目3番地1	890-7560	●					
丸興商事株式会社	白石区中央1条5丁目3番23号	841-1286		●	●	●	●	●
ホーチキシステム株式会社	豊平区美園2条3丁目2番7号	818-3334	●	●	●	●	●	●
株式会社東伸	東区北36条東15丁目1番1号	299-5500		●	●	●	●	●
株式会社キタデン	中央区南4条西13丁目1番8号	512-7222		●	●	●		
株式会社ヤシマ商会	中央区南19条西15丁目3番15号	551-1611		●	●	●	●	●
株式会社ヤマト防災 サービスセンター	中央区北3条東10丁目16番地	251-3441		●	●	●	●	●
東洋防災株式会社	中央区北2条東10丁目17番地	251-1474		●	●	●		●
大洲電気株式会社	中央区北2条西13丁目1番46号	204-6100		●	●	●	●	●
北海道総合防災設備 株式会社	東区栄町911番地28	786-5151		●	●	●		●
株式会社防災コンサルタント	豊平区福住3条7丁目23番15号	853-8471		●	●	●		●
アンスル株式会社	中央区南1条東6丁目2番地	221-4710		●	●	●		●
協和総合管理株式会社 札幌支社	北区北7条西1丁目2番6	707-5228		●	●	●	●	●
有限会社北海道防災設計	南区藤野2条12丁目18番12号	595-6263		●	●	●	●	●
東京防災設備株式会社	豊平区平岸3条2丁目2番15号	887-0471	●	●	●	●	●	●
有限会社ユウ・アイ企画	東区北26条東8丁目2番1号 サンシャイン85 310号室	702-6211	●	●	●	●	●	●
株式会社トータルインテリア コーディネーションスガ	北区篠路7条2丁目1番2号	771-2840	●	●	●	●	●	●

登録販売店一覧(※登録順)

令和5年9月19日現在 No.2

事業所名	所在地	電話番号	自動消火装置の種類(取扱一覧)					
			レンジフード 設置型	壁面設置型			天井設置型	
				トマホーク ジェット アルファ	キッチンレオ (FHL4)	キッチンレオ (FHL10K)	ホームレオ	スプリンクラー エース
有限会社北日本防災設備	白石区菊水元町5条1丁目14番6 セピア菊水C202号室	0120-610-645	●	●	●	●	●	●
総合警備保障株式会社 北海道支社	白石区菊水上町1条2丁目100番地 綜警札幌ビル	817-1212		●	●	●	●	●
システムサービス株式会社	白石区菊水9条3丁目2番31号	811-2223	●	●	●	●		
株式会社アスフル	南区澄川3条3丁目3番3号	832-5555	●	●	●	●	●	●
株式会社TAKエンジ	白石区北郷2条12丁目4番14号 園部ビル2階C	876-8540	●					
株式会社日本防災技術 センター	北区北10条西4丁目	736-1100		●	●	●	●	●
日本ビルコ株式会社	北区北10条西4丁目	707-4000		●	●	●	●	●
株式会社ユニ商会	清田区里塚1条4丁目1番5号	886-0010		●	●	●		
ニッタン株式会社北海道支社	中央区大通東6丁目12番地7 ザ・フィフス大通ビル2F	211-1631	●	●	●	●	●	●
ALSOK北海道株式会社	北区北7条西4丁目3番地1 新北海道ビル	747-2466		●	●	●	●	
Zi.works(ジワークス)	清田区清田10条3丁目4-19	080-5583-5366	●	●	●	●		
合同会社システム協和	南区簾舞1条5丁目10番16号	596-4383		●	●	●	●	

防犯カメラの設置要望に関する検討結果について

北ノ沢第三町内会
防犯防火部長 森居 久

2023.6.20 午後、北ノ沢 2 丁目（8 班）会員から自宅裏庭への不審者侵入に関する通報があり、その際、防犯カメラ設置に関する検討依頼がございました。

【不審者侵入事件の概要】

2023.6.20 午後、当該会員宅の裏庭に「不審者」が侵入し、庭仕事をしていた奥様が悲鳴をあげたので、すぐにご主人が対応し、経緯を経て警察に通報して拘束されたとのことです。

当日、ご主人のお話を伺ったところ、不審者（男性）は自称「この上（近所）に住む者、74 歳、元警察官」とのことですが、ご主人は柔道経験があったので、冷静に対応することが可能だったとのことです。

なお、その際ご夫婦で自宅玄関に防犯カメラを設置作業中でしたが、「自宅はこのように自分で防犯カメラを設置するが、公道（北ノ沢山手線から枝道への出入り口）への防犯カメラの設置について町内会として検討して頂きたい」との要望がありました。

また、後日に警察から電話があり、「（侵入者）本人もその奥さんも深く反省しているので、被害届は出さないで欲しい」とする（侵入者本人の）希望が伝えられたとのことです。

以来 7.15 執行役員会、8.4 拡大役員会、8.19 執行役員会、9.16 執行役員会並びにその間の三役会でも議題に取り上げて参りました。全体的には「賛意」を示す意見が多い印象を受けましたが、設置に向けてはさらに次の 3 点からの具体的な検討が必要です。

- ① 予算の見通しが立っていること。
- ② 設置および運用が一定のルールに基づいていること。
- ③ プライバシーの侵害を理由に反対する方がいないこと。

(1) 予算の見通しについて

防犯カメラ設置事業は札幌市が推奨するもので 8 台まで札幌市の補助が受けられます。札幌市からの補助を条件に当面 2 台当たりの概算を行ったところ、設置費用（補助金 18 万円/台を除く）は≒27 千円、維持管理費は≒43 千円/年となりました（資料 1 参照）。令和 5 年度予算だけを考えれば、2～8 台までの予算化は可能と思われます。ただし、札幌市から補助を受ける場合は 5 年間程度の設置義務があるため、向こう 5 年間の予算に関する

見通しが必要となります。

しかし、現在の電気料金は国からの補助がありますが、これがなくなった場合の電気料の値上がり、コロナ禍前後の建設物価の高騰による修繕等会館積立金への影響など不透明な要素が多く、5年スパンでの予算立てが見通せないのが現状です。また、今年度は会費の値上げを行ったばかりなので、近年中の再値上げは難しいと考えております。

以上の理由から、9.12 三役会では、来年度（2024）予算での計上は見送らざるを得ないとの結論に至りました。また、予算の見通しが立たない以上、以下の（2）（3）に話を進める訳にはいかないと考えます。一方で、予算目途が立ち次第、最優先課題とすることについても確認しましたところです。

（2）設置および運用に関するルールづくり

防犯カメラ設置条件などの詳細については、札幌市ホームページ「防犯カメラ設置補助金申請の手引き（以下「手引き」）」ならびに「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」があります。

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/chiiki-bohan/camerahojyo/hojyojigyo.html>

これをひな型にして、当会のガイドライン（案）（資料2参照）を策定しましたが、概ね理解が得られるものと思われまます。

（3）防犯カメラ設置に関する地域の理解

札幌市の補助を受けて設置する防犯カメラの設置個所については「公共性」に鑑み別途地図（資料3）の9地点を検討しました。この中の8地点を単年度もしくは複数年度で取り組むことになるものと考えます。設置に当たっては地域の皆さんの理解（会議議事録など）が不可欠であり、当会では総会の議決が必要と考えます。また、設置個所の近隣の方とは撮影の範囲や方向、あるいはマスキングなどに関する確認も必要と思われまます。

おわりに、

これまでも、会員から防犯カメラ設置要望が何件かございましたが、以下の理由から設置しないこととしてきました。

- a.年間約1万円～2万円の維持費（電気料金など）は町内会の負担になること。
- b.防犯を目的とするので警察でしかみることができないこと（町内会役員などがこれを見ることはできない）。
- c.プライバシーの侵害を理由に反対する方もいること。

また、9.18、13 班 A①で、事業用の倉庫としていた自宅の車庫が窃盗被害にあったとの報告がありました。

しかし、札幌市の補助を受けて行う防犯カメラの設置は、道路や公園など公共空間を1/2以上撮影するものが対象となっており、残念ながら個人住宅や特定の事業所のセキュリティ対策を対象としていないことをご理解頂きたいと思ひます。

以上

防犯カメラ予算(案)

札幌市からの補助金を受けることを条件として、2台設置の場合は、

●初年度（設置年度）＝設置費用＋維持管理費用＝27,000円＋43,000円＝70,000円

●次年度以降＝維持管理費用＝43,000円

程度が予想されます。

●設置費用（2台、概算）

名称	数量	単位	単価	費用	摘要
防犯カメラ代	2	台	111,000	222,000	
金 具	2	台	1,500	3,000	
工 事 費	2	台	40,000	80,000	
高所作業車代	1	台	15,000	15,000	
計				320,000	
諸 経 費	1	式		32,000	材料費・工事費計の10%?
再 計				352,000	
消 費 税	1	式		35,200	再計の10%
合 計				387,200	
札幌市補助金	2	台	180,000	360,000	
町内会負担金				27,200	

●維持管理費用(2台、概算)

名称	数量	単位	単価	費用	摘要
電 気 料	2	台	5,000	10,000	
電柱共架料	2	台	1,500	3,000	ほくでん;1,700円、NTT ; 1,200円
小 計				13,000	
保守点検費用	2	台	10,000	20,000	(任意)
賠償保険料	2	台	5,000	10,000	(任意)
合 計				43,000	

(2023.8作成)

北ノ沢第三町内会

防犯カメラの設置および運用に関するガイドライン（案）

令和 5 年 9 月

（目的）

第 1 条 このガイドラインは、防犯カメラの設置および運用に関し、北ノ沢第三町内会（以下「町内会」）が配慮すべき事項を定めることにより、会員のプライバシーを保護するとともに、防犯カメラに対する会員の不安感の解消を図り、もって防犯カメラの設置および運用の適正化を促進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ

犯罪の予防を目的（犯罪の予防を副次的目的とする場合を含む。）として不特定多数の者が利用する施設や場所に継続的に設置している画像記録機能を備えているカメラをいう。

(2) 画像

防犯カメラにより撮影し、記録されたものであり、特定の個人を識別できるものをいう。

（設置目的の明確化および撮影の範囲）

第 3 条 防犯カメラを設置し、撮影する場合には、以下の点に留意する。

(1) 設置の目的を明確にすること。

(2) 目的を達成するために必要な範囲に限って撮影すること。

（管理および運用の体制）

第 4 条 次の各号に掲げる体制により、防犯カメラおよび画像を管理し、運用する。

(1) 町内会は、防犯カメラおよび画像の適正な管理および運用を図る。

(2) 町内会は、必要があると判断する場合には、防犯カメラおよび画像の適正な管理および運用に係る責任者を町内会防犯防火部長とする。

(3) 町内会または防犯防火部長は、必要があると判断する場合には、防犯カメラの操作および画像の取り扱いを行う担当者（以下「操作担当者」という。）を指定し、それ以外の者による操作および取り扱いを禁止する。

（設置の表示）

第 5 条 町内会は、設置区域内の見やすい場所に防犯カメラを設置していることをわかりやすく表示する。

（画像の適正な管理）

第 6 条 画像を取り扱う者は、以下のとおり画像の適正な管理を行う。

(1) 画像記録装置の設置場所

防犯カメラの画像記録装置は、施錠可能な事務室内など、一般の者が出入り

できない場所に設置する。

(2) 画像の保管

画像を記録した媒体は、施錠可能な事務室内、事務室内の施錠可能な保管庫内などで保管する。

(3) 画像の保管期間

画像の保存期間は、原則として 1 か月以内とし、保存期間を経過した画像は速やかに消去する。

(画像の適正な利用)

第 7 条 画像を取り扱う者は、以下のとおり画像の適正な利用を行う。

(1) 画像の加工禁止

画像は、撮影時の状態のまま保存し、加工はしない。

(2) 知り得た情報の秘匿

画像から知り得た情報は、第三者に漏らさない。

(3) 目的外利用および外部提供の禁止

ア.画像および知り得た情報は、防犯カメラの設置目的以外に使用し、または提供しない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(ア)法令に基づく手続きにより照会等を受けた場合

(イ)捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合。ただし、捜査機関が画像の提供を求める場合は文書による。

(ウ)個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合

(エ)本人の同意がある場合

(オ)本人の請求に基づき、本人に提供する場合

イ.アのいずれかに該当する場合、町内会は、管理上必要な事情を記録する。

(苦情に対する迅速かつ適切な処理)

第 8 条 町内会は、防犯カメラの設置等に関する苦情の迅速かつ適切な処理をする。

(設置基準の作成)

第 9 条 町内会は、防犯カメラの設置等に当たって、第 3 条から第 8 条に沿った基準を作成する。

2 町内会は、管理責任者および操作担当者に当該基準を遵守させる。

3 防犯カメラおよび画像の管理および運用に関する業務を委託する場合には、受託者に当該設置基準を遵守させる。

(その他)

第 10 条 この基準の改廃は執行役員会で決定する。

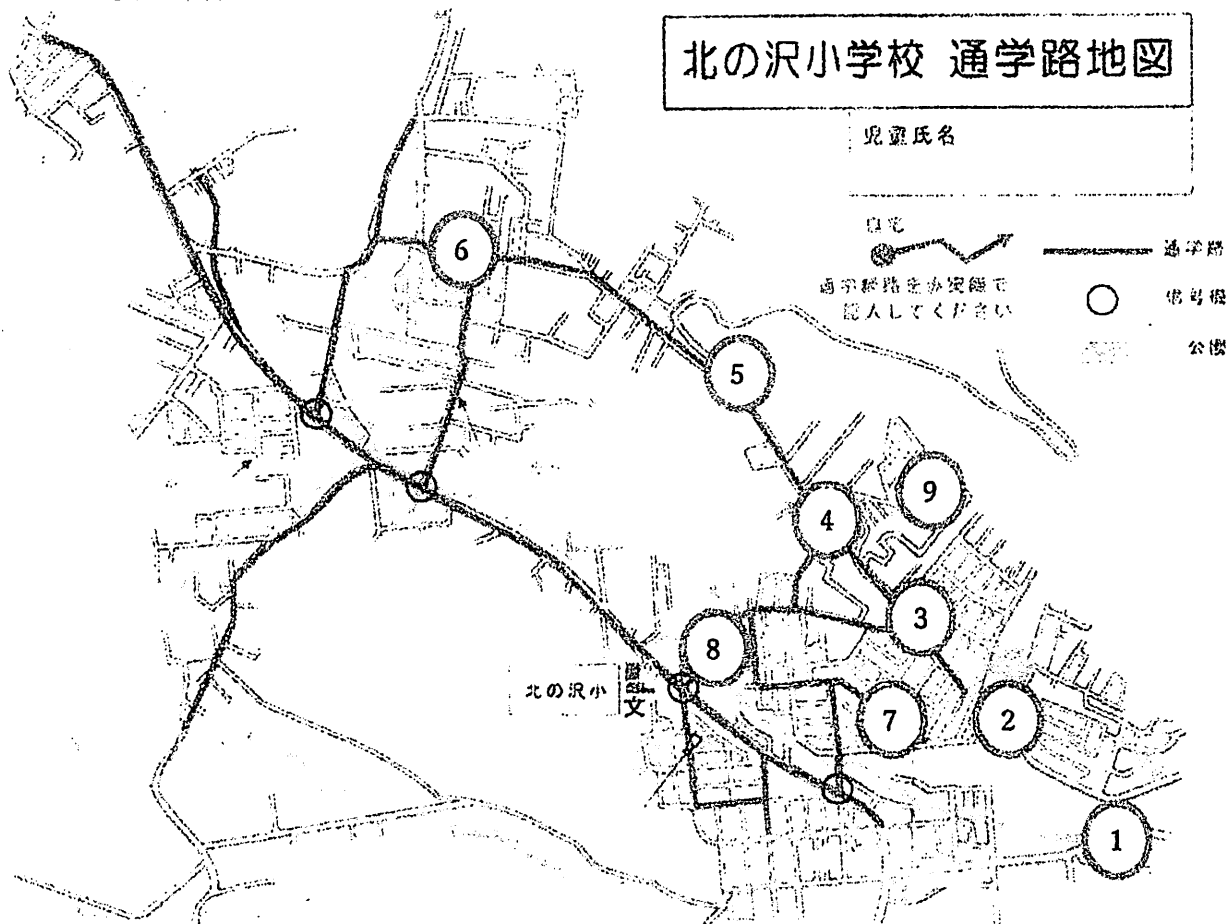
2 この基準に寄らない附属的事項については執行役員会で決する。

附則

第 1 条 このガイドラインは令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

防犯カメラ設置箇所（候補地）

自宅から学校までの通学経路を記入し、4月1日（金）の入学受付日に持参してください。



- ① 川沿1条2丁目バス停付近
- ② 北ノ沢公園付近
- ③ 北ノ沢2丁目バス停付近
- ④ 北ノ沢3丁目バス停付近
- ⑤ 道路管理事務所バス停付近
- ⑥ 青山通り交差点付近
- ⑦ 山の子公園付近
- ⑧ 北中橋付近
- ⑨ 第三やまばと公園付近

「役員不足への対応について」説明資料

2023.9.28 作成

現在、町内会の役員不足は深刻で、役職の兼務或いは他部へのお手伝いが多発しており、一役員にかかる負担が多大となっております。現役員に不測の事態が発生した場合は、さらなる兼務・代行はほぼ困難であり、町内会運営への影響が懸念されます。

このため、

●喫緊の対応として：

- ①現役員の業務負担の軽減対策として、サポーター制度を導入する。
- ②現役員の経済的負担の軽減対策として、兼務役員への活動費増額を制度化する。

●将来的な対応として：

- ③適正な役員を選任するための制度設計（役員選考委員会の設置）。

これらの必要性については、9月の拡大役員会でご説明申し上げたとおりです。

① サポーター制度の導入

サポーター制度については、既に活動をお願いしているところです。これに必要な会則の改定については来年度（令和6年度）総会を予定しております。

② 役員活動費の見直しについて

「役員活動費給付取扱要領」を9月執行役員会で確認し、この10月1日から施行しております。

③ 役員選任方法の制度化(役員選考委員会の設置)について

現在の役員不足の状況については冒頭申し上げたとおりで、新たな選任方式、選考委員会の常設の必要性について、その骨格を先月（9.6）の拡大役員会で申し上げ、班長さんへのご理解とご協力をお願いしたところです。

先月、欠席の班長さんも居られるかと思いますので、主要な部分について再度、ご説明したいと思います。

【参考資料 21：組織図】

- (1) 現在の町内会の組織図における役員の定数は、図の左肩の枠の中に記載したとおり、執行役員 26 名、会計監査 2 名の 28 名です。これに対して現在の役員数は 14 名であることから、現時点においては 14 名の役員が不足している状況です。定数の半分の役員で対応しているのが状況です。また、来期に退任を予定している方が 2 名おられるので、来年の役員改選に向けては、新たに 16 名の役員を推薦する必要があることはご理解いただけるものと思えます。

(2) 同じく図の左肩の表に役員選考委員 7 名と記載しました。

これは、役員選考方式として、役員選考委員会の常設が必要ではないかとする考え方に基づくものです。この第三町内会は 37 班、約 1,060 会員の大所帯であり、7 ブロックに分けて選考委員を 1 名ずつ選任し、班内から広く役員を選出できるように制度化することが望ましいと考えました。

結果、執行役員 26 名、会計監査 2 名に役員選考委員 7 名を加えると 35 名の役員が必要になりますが、これは現在の班の数 37 班とほぼほぼ同数になります。即ち、班の中に従来通り班長がいるのは当然ですが、そのほかに町内会の役員がほぼ 1 名存在することになります。

【参考資料 22：役員選考委員会会議日程（案）】

(1) 来年度総会が役員の改選期にあたるため、これを前提としたスケジュールを前回の拡大役員会でもお示ししましたが、班長さんの中から、余りにも時間が切迫していて間に合わないので、次年度以降にして欲しいとの希望がありました。

しかし、現在の役員定数の半数以下でこれから、1 年、2 年町内会を運営することは殆ど不可能です。町内会を存続させるためには、多くの皆さんに役員の立場で協力して頂かなければなりません。

来年になれば、班長さんは交代します。また、一からの説明になります。

今年度できないものは、来年度以降もできないと思います。

確かに、時間は短いので、理想的なものとはならないかも知れませんが、今年度できるだけのことは実行して、課題は、次年度以降に修正するようにしたいと思います。

(2) とりあえず、来月 11 月 1 に選考委員会を開催できるよう、それまでにブロックごとの選考委員を選出していただきたいと思います。

(3) 質問は、あとで一括してお受けいたします。

【資料 23：役員推薦委員会名簿】

(1) 役員選考委員が決まり次第、ご連絡を頂いて、この役員名簿を作成いたします。

(2) この名簿には、各ブロックごとの会員数、会員数に応じた標準役員数（全部で 28 人）、表の右側には各ブロックの現在の役員数、結果、来期に向けて推薦していただく役員数を記載してあります。

第 5 ブロック（10 班、11 班、12 班）は、現在役員の方が多いので、新たに推薦していただく必要はありません。選考委員だけを選任・登録して頂くことになります。それ以外のブロックでは、推薦依頼人数の役員数が必要になります。

【資料 24：役員選考委員会 ブロック会議のご案内】

(1) これは、ブロック会議、ブロック内の班長さんが集まって、ブロック内から選考委員 1 名を選出する際に使用する、案内書兼委任状になっています。

- (2) 例えば、本日ブロック内の班長さんが全て出席していて、この場で決まるのであれば、この用紙は不要です。
- (3) 今日過半数の班長さんの話し合いで決まったとしても、欠席された班長さんがいるとすれば、その旨をお話して諒解して頂いたうえで、形式的ではありますが、この書類を提出していただく事が望ましいと思います。
- (4) 今日決まらないブロックについては、別途日時を定めてブロック会議を開催する必要があるかと考えます。
その際、本日出席の班長さんの中から準備委員を選出していただいて、各班長さんに会議のご案内をしていただく必要があります。

【資料 25：役員推薦会議のご案内】

- (1) この様式は、スケジュール表でいうと、真ん中より少し下にある「12～1 班会議」の際に使用する様式です。
- (2) 「11～12月 第2ブロック会議で、各ブロックから推薦して頂く役員数、これは資料 23 に記載した「推薦依頼人数」として確定した後、各班に持ち帰って、班内から役員を推薦する際に使用する書式です。

※1 この資料 24、25 の書式はあくまでもひな型なので、すべてこのとおりである必要はありません。ブロック内の班長さん、班の中の会員の皆さんの意志が確認できるものであれば良いのですが、なるべく書類として残しておいたほうが間違いないと思います。

【その他】

- (1) 参考資料 22 のスケジュールにある各会議は、できれば、この拡大執行役員会の前後で実施したいと考えています。それほど長時間になるとは考えていません。したがって、各ブロックの選考委員の方には、できるだけ拡大役員会に出席して頂きたいと思います。どうしても都合がつかない場合は、予めご連絡を頂きたいと思います。
- (2) それと、別途ブロック会議が必要な場合、班会議を開催する際は、この会館を使用して下さい。平日の夜間と土曜日の午後と日曜日は基本的に空いています。予め、ご連絡頂いて確認してください。会館使用料は総務部で負担します。
- (3) 選考委員会も、見切り発車している部分もありますので、様々課題がでてくると思いますが、その都度修正しながら、制度化していきたいと考えます。
- (4) 今年度は「不完全」といった主旨の内容を冒頭申し上げたと思います。これは、各班から予定の役員が選任されないことも想定されますが、各班の事情にも配慮しなければならないと考えています。しかし、できるだけ選任して頂きたいし、今年だめなら、来年度は是非お願いしたいと思います。

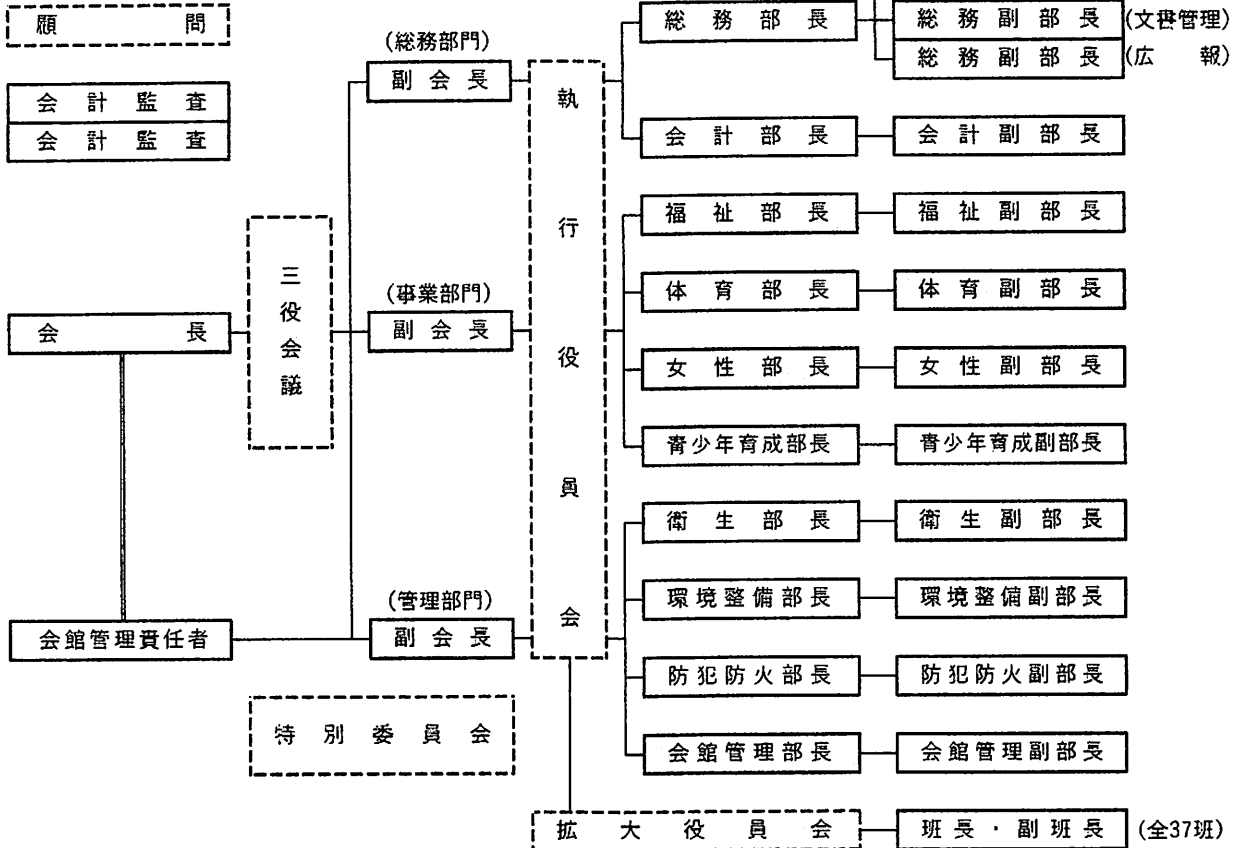
以上

北ノ沢第三町内会

組織図 (役員選考資料)

【役員の定数】		35	【現役員数】【不足人数】	
執行役員	26名		12(11)	14(15)
会計監査	2名	2(1)	0(1)	
役員選考委員	7名	0	7(7)	
班長	37名			

兼務役員(6) 欠員(8)



●町内会 (定例)

会議名称	会議回数	出席者
総会	年1回	全会員
三役会議	月1回	会長、副会長、総務部長(記録)、関係部長
執行役員会	月1回	会長、副会長、全部長・副部長
拡大役員会	月1回	会長、副会長、総務部、会計部、関係部長、班長・副班長

●特別委員会

役員選考委員会	年数回	副会長、担当部長、役員選考委員(担当班長:7名)
会館管理委員会	必要の都度	会館管理責任者(会長)、担当副会長、管理部門部長、総務部(記録)
ホームヘルプ委員会	必要の都度	総務部長、総務担当副部長、専任委員

(令和5年10月作成)

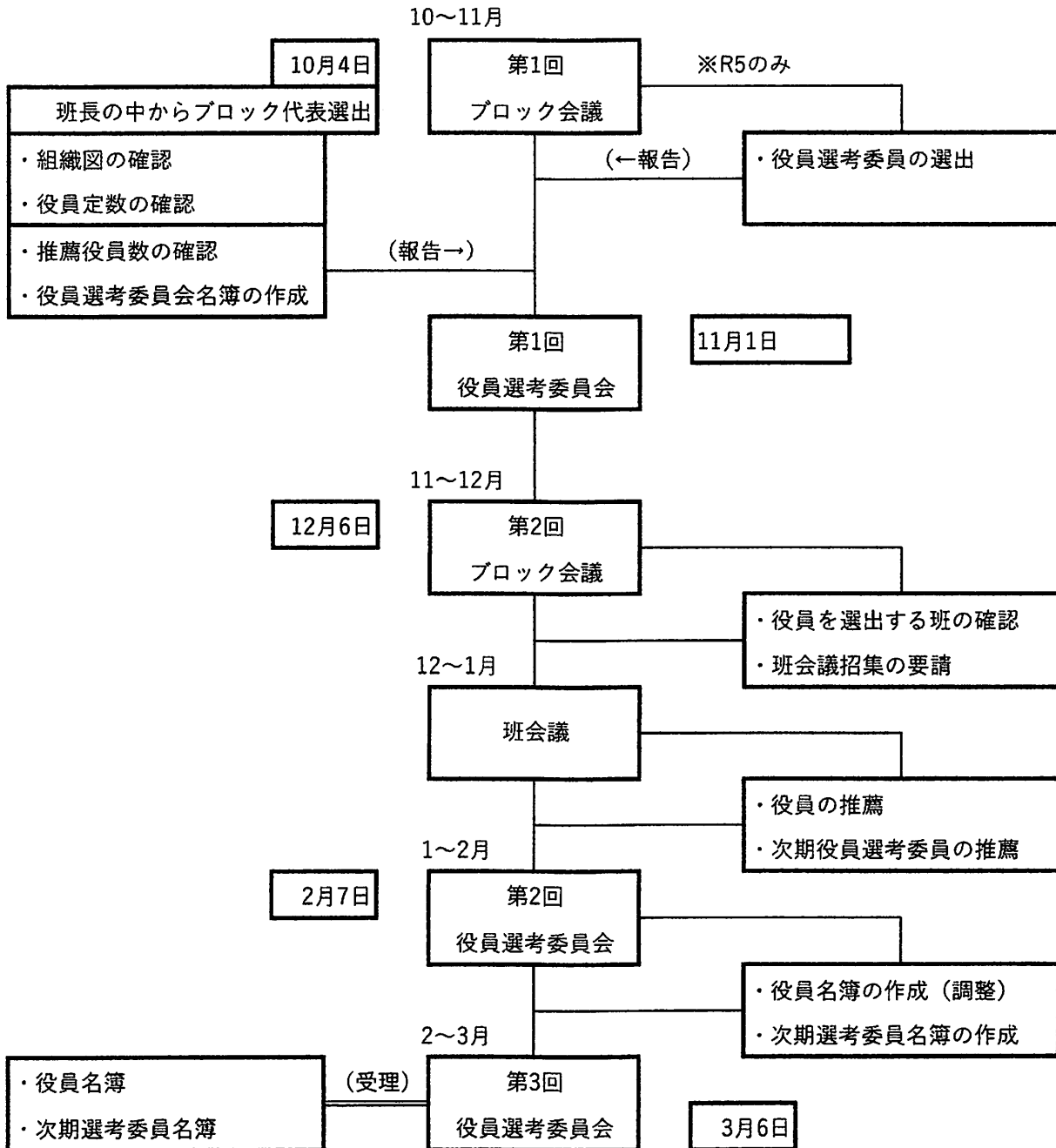
役員選考委員会会議日程 (案)

(2023.9.15作成)

《執行役員会の作業》

《役員選考委員会》

(決定事項)



4月拡大役員会は4月10日現班長で行う。総会資料の配付 総会4月28日(日)予定

北ノ沢第二町内会

役員選考委員会名簿(例)

(令和5年9月)

選出ブロック	会員数 (標準役員数)	所属	氏名	住所	電話	携帯	FAX	e-mail	現役員数	推選依頼 人数	摘要
委員長		副会長	宮本 昭一	北ノ沢5丁目7-20	573-3810	090-7648-3146	573-3810				
副委員長		執行役員									
第1ブロック(班数6) ; 1班、2班(A~E)	261 (7)	班							1	5	
第2ブロック(班数2) ; 3班、4班	71 (2)	班							1	1	
第3ブロック(班数7) ; 5班(A~C)、6班(A、B)	147 (4)	班							1	3	
第4ブロック(班数3) ; 7班、8班、9班	171 (5)	班							1	3	
第5ブロック(班数8) ; 10班(A、B)、11班(A~D)、12班(A、B)	160 (4)	班							6	0	
第6ブロック(班数6) ; 13班(A~D)、アクロビュー-薬岩	166 (4)	班							2	2	
第7ブロック(班数5) ; 14班(A、B)、15班、サンシティ薬岩A・B	84 (2)	班							0	2	
計	1,060(28)		9名						12	16	

北ノ沢第三町内会 第 ブロック 班長各位

令和 年 月 日

選考委員会準備委員 班 班長
住所
電話

役員選考委員会 ブロック会議のご案内

晩秋の候、皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
この度、過日の拡大役員会において、北ノ沢第三町内会における今後の役員の選出方法として「役員選考委員会の設置」が提案され、当ブロックから 1 名の役員選考委員を選出することになりました。

つきましては、各班長様ご出席のもとで適任者を選任したいと考えますので、下記日時にご参集をお願い申し上げます。

記

1. 日時：令和 年 月 日 () 時 分
2. 場所：北ノ沢第三町内会館

以上

なお、当日欠席される方は、次 A～C のいずれか 1 つの方法で意思表示をお願いいたします（切り取らずにこのまま提出願います）。

A：独自に候補者を推薦する。

推薦書

私は、 班 氏を役員選考委員に推薦致します。

B：会議参加者に意思を委ねる。

委任状

私は、 班 氏を代理人として、役員選考委員の選出にかかる権限を委任します。

C：会議で決まった内容に同意する。

委任状

私は、会議で決められた役員選考委員に同意いたします。

令和 年 月 日
班 氏名

北ノ沢第三町内会 班 各位

令和 年 月 日

班長
住所
電話

役員推薦会議のご案内

晩秋の候、皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
この度、過日の役員選考委員会において、当班から 1 名の役員を推薦することになりました。

つきましては、会員の皆さまのご出席のもとで適任者を選任したいと考えますので、下記日時にご参集をお願い申し上げます。

記

1. 日時：令和 年 月 日 () 時 分
2. 場所：北ノ沢第三町内会館

以上

なお、当口欠席される方は、次 A～C のいずれか 1 つの方法で意思表示をお願いいたします（切り取らずにこのまま提出願います）。

A：独自に候補者を推薦する。

推選書

私は、 班 氏を次期役員に推薦致します。

B：会議参加者に意思を委ねる。

委任状

私は、 班 氏を代理人として、次期役員の選出にかかる権限を委任致します。

C：会議で決まった内容に同意する。

委任状

私は、会議で決められた次期役員に同意いたします。

令和 年 月 日

班 氏名